

お客様各位

「フィリップ FX」の取引にかかる税金について

フィリップファイナンシャルズ株式会社

昨今、FX 取引にかかる個人の所得に関して、税務申告を怠ったことにより国税当局から告発された事例が発生しております。

お客様におかれましては、下記の点に留意して、適切な税務申告を行って頂きますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 「フィリップ FX」の取引で発生した益金（売買益、スワップ金利）は「雑所得」として総合課税の対象となります。
2. 雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告が必要です。
3. 他の雑所得（原稿料、他社での取引等）がある場合には、雑所得同士を損益通算することができます。
4. 株式や取引所先物取引等は申告分離課税として取り扱いが異なりますので、損益通算することはできません。
5. 給与所得が2千万以下の給与所得者で、雑所得が年間20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。

確定申告の方法や雑所得にかかる必要経費等は、管轄の税務署に照会するか国税庁のウェブサイト（<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>）をご参照ください。

この件に関する問い合わせ先

カスタマーサービス フリーダイヤル 0120-883-308

以上